



愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年10月21日火曜日 第2616号

◇ 目 次 ◇ 告 示

土地改良事業の計画の変更の認可.....（東予地方局農村整備課）... 911

新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....（ " ）... 911

道路の区域変更（県道今治大三島自転車道線）.....（東予地方局今治土木事務所）... 911

道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 912

道路の供用開始（県道桜井山路線）.....（ " ）... 912

建設業者の許可の取消し.....（中予地方局管理課）... 912

道路の区域変更（県道伊予松山港線）.....（ " ）... 912

道路の区域変更（県道三坂松山線）.....（ " ）... 913

道路の区域変更（一般国道 197 号）.....（南予地方局八幡浜土木事務所）... 913

道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 913

道路の区域変更（県道小田河辺大洲線）.....（南予地方局大洲土木事務所）... 913

告 示

○愛媛県告示第1172号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、船木泉川（池田池）土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を平成26年10月8日認可した。

平成26年10月21日

愛媛県東予地方局長 渡瀬賢治

○愛媛県告示第1173号

四国中央市土居町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・一本松地区）の施行は、

適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成26年10月21日

愛媛県東予地方局長 渡瀬賢治

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・一本松地区）計画書の写し
- (2) 四国中央市土居町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成26年10月22日から11月19日まで

3 縦覧場所

四国中央市土居庁舎

○愛媛県告示第1174号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年10月21日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	今治大三島自転車道線	今治市上浦町井口9180番8	新	メートル 4.2～8.7	キロメートル 0.004	
県道	今治大三島自転車道線	今治市上浦町井口9180番2から同町井口9181番まで	新	3.4～31.9	0.112	

○愛媛県告示第1175号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年10月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	今治大三島自転車道線	今治市上浦町井口9180番 8	平成26年10月22日
県 道	今治大三島自転車道線	今治市上浦町井口9180番 2 から 同町井口9181番まで	平成26年10月22日

○愛媛県告示第1176号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年10月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	桜井山路線	今治市桜井三丁目甲59番 1 地先から 同市桜井三丁目甲23番 2 地先まで	平成26年10月21日

○愛媛県告示第1177号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成26年10月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年月日	取 り 消 し た 建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-25)第17201号	平成25年 8月7日	(株)エコマテリアル	松岡 彰彦	松山市本町2-1-7	平成26年 9月1日	土木工事業 建築工事業 とび・土工工事業 石工事業 鋼構造物工事業 ば装工事業	建設業の廃止
(般-21)第5041号	平成22年 2月4日	菅建設	菅 俊昭	伊予郡松前町大字上高柳 308	平成26年 9月16日	建築工事業	建設業の廃止
(特-23)第16881号	平成23年 7月11日	(株)山村	村上 豪	松山市朝生田町1-11- 33	平成26年 9月19日	土木工事業 とび・土工工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-24)第15279号	平成25年 3月27日	(有)守建設	守友 義則	松山市西野町甲201-1	平成26年 9月30日	土木工事業 建築工事業 大工工事業 管工事業 水道施設工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年10月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	伊予松山港線	松山市北吉田町1013番	旧	メートル 13.5～13.5	キロメートル 0.005	
			新	23.6～23.6	0.005	

○愛媛県告示第1179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年10月21日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	三坂松山線	松山市窪野町甲2050番から 同町甲2066番1まで	旧	メートル 4.0～6.8	キロメートル 0.080	
		松山市窪野町甲2050番から 同町甲2062番2まで 及び 松山市窪野町甲2050番から 同町甲2066番1まで	新	4.3～11.0 4.5～14.3	0.030 0.080	

○愛媛県告示第1180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年10月21日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	197号	西宇和郡伊方町湊浦593番1地先から 同町湊浦655番3まで	旧	メートル 10.4～21.9	キロメートル 0.137	
			新	13.5～26.0	0.137	

○愛媛県告示第1181号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年10月21日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	197号	西宇和郡伊方町湊浦593番1地先から 同町湊浦655番3まで	平成26年10月21日

○愛媛県告示第1182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年10月21日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	小田河辺大洲線	大洲市河辺町三嶋1496番から 同町三嶋1351番2まで	旧	メートル 3.5~17.4	キロメートル 0.325	
			新	9.0~73.3	0.325	